

2025年度
富山市立上滝小学校いじめ防止基本方針

富山市立上滝小学校

目 次

1 上滝小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
2 本校のいじめの実態と課題について	1
(1) 本校の実態	1
(2) 本校の課題	1
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取組	2
(2) いじめの早期発見のための取組	2
(3) いじめが起きたときの対応	3
4 重大事態への対処について	5
(1) 重大事態とは	5
(2) 重大事態の対応についての留意事項	5
表 1・2	6・7
図 1・2	8・9

1 上滝小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立上滝小学校では、子供の尊厳を保持する目的の下、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立上滝小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策を、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して対策に取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・本校の児童は、明るく素直です。概ね穏やかに学校生活を過ごしています。また、異学年交流で上級生が下級生のことを考えた行動ができたり下級生も上級生を慕う姿が見られたりします。一方で、自己表現の拙さや強い自己主張に起因する相互の思いのすれ違いにより、言い争いやけんかに発展する場面が、少なからず見受けられます。

(2) 本校の課題

- ・いじめにつながる行為は、いつ、どこで起こるか分からないので全員で未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものについて、言語環境に留意した教育活動に努めます。
- ・友達の持ち物に悪戯をすることは、器物損壊や窃盗という犯罪にあたることを意識させるとともに、友達を思いやることのできる教育活動を学校生活の様々な機会に展開していきます。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級・学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ・子供に対して、傍観者とならず、身近な大人や教職員への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己肯定感や自己有用感を高められるよう努めます。
- ・教職員の言動が子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 ①【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、子供を見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に

向け、迅速に取り組みます。

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 子供の相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。
- 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- 子供に貸与された一人1台端末に搭載された「児童相談受付システム」を活用するなど、子供の抱える悩みを把握し、解消に向けた適切な働きかけを行います。

(3) いじめが起きたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「校内いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
※参考 ②【表2 校内いじめ防止対策委員会】
③【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
④【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】
- 速やかにいじめの事実の有無を確認し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡するとともに、市教育委員会に結果を報告します。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応します。
- いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導することで、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等の外

部専門家の協力を得て、取り組みます。

- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等の外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合)

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合等)

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。
- ・申し出があった時点において、学校がいじめの事実を確認できていない場合には、必要に応じて、学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行います。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等		事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施					
	校内いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解			校内いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2学期の指導計画の確認			
	職員会議	PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発		いじめ問題に関する職員研修会①			
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	①学級・学年づくり人間関係づくり(運動会)	②学級・学年づくり人間関係づくり(5・6年宿泊学習等)	③学級・学年づくり人間関係づくり(4年宿泊学習等)	児童会による未然防止に向けた自治活動		
早期発見への取組					学校生活アンケート(月1回実施)		
					保護者学校評価アンケート		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等			事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施				
			校内いじめ防止対策委員会実施③ ・情報共有 ・3学期の指導計画の確認		校内いじめ防止対策委員会実施④ ・本年度のまとめ ・指導計画見直し		
			いじめ問題に関する職員研修会②				
未然防止への取組			④学級・学年づくり人間関係づくり(学習発表会)				道徳・特別活動計画へ生かす
早期発見への取組			学校生活アンケート(月1回実施)		保護者学校評価アンケート		

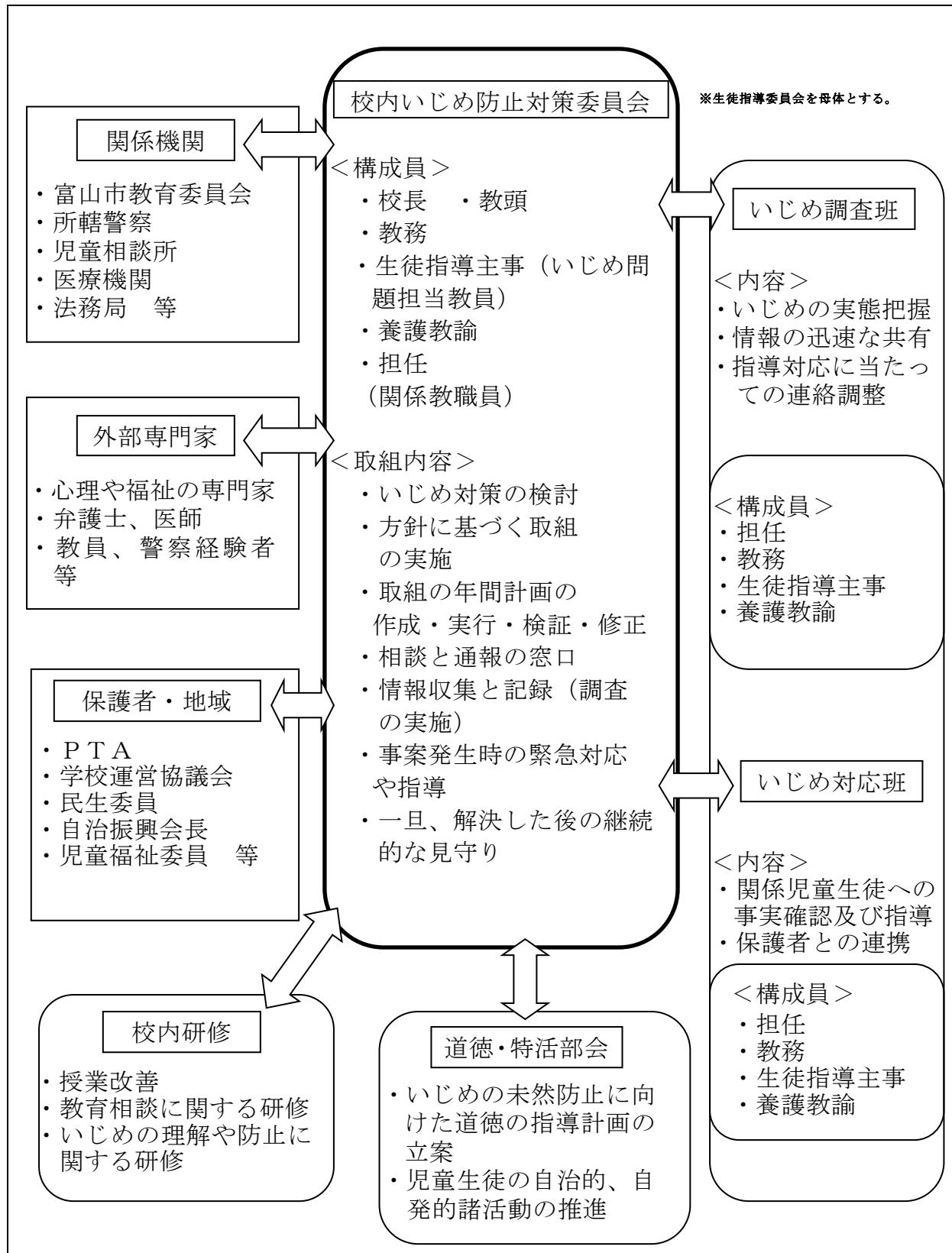
【表2 校内いじめ防止対策委員会】

役 職	分担 1	分担 2	備 考
校 長	総 括		
教 頭	副総括		
教 務	調査班	対応班	
生徒指導主事	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	
担 任	調査班	対応班	

※ 調査班と対応班は事例によって適宜変更する。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

